

## 令和4年6月 定例会

第1号（令和4年6月14日）

□ 出席議員及び欠席議員の氏名	.....	P1
□ 会議録署名議員の氏名	.....	P1
□ 職務のため議場に出席した者の職氏名	.....	P1
□ 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	.....	P1
□ 議事日程	.....	P2
□ 開会	.....	P5
□ 会期の決定	.....	P5
□ 諸般の報告	.....	P6
□ 議案の上程	.....	P6
□ 施政方針並びに提案理由の説明	.....	P7
□ 一般質問	.....	P12
□ 散会	.....	P23

令和4年6月

## 池田町6月定例会 会議録

第 1 日

招集年月日		令和4年6月7日			池田町告示第25号	
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		令和4年6月14日 午後1時30分				
散会 閉会		令和4年6月14日 午後2時46分				
出席 8名	議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
欠席 名	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
遅刻 名	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
早退 名	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員	6番	和田 義則		8番	岩崎 昭一	
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長代理	坂本 利夫				
	町長	杉本 博文	住民税務課長	佐野 成美		
	副町長	溝口 淳	農村政策課長	中村 博司		
	教育長	内藤 徳博	木原の森づくり課長	長谷川 正喜		
	総務財政課長	森川 弘一	保健福祉課長	山口 証明		
	町土整備課長	山崎 政弥	教育委員会事務局課長	飯田 康志		

議事日程

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

## 令和4年6月定例会日程表（第1号）

令和4年6月14日（火）

午後1時30分 開会

開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計補正予算  
(第5号))

日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第4号 池田町課の設置条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第5号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第6号 池田町町税条例等の一部を改正する条例)

日程第8 議案第31号 令和4年度 池田町一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第32号 令和4年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第33号 令和4年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算  
(第1号)

日程第11 議案第34号 令和4年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 12 議案第 35 号 令和 4 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 36 号 令和 4 年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 14 議案第 37 号 令和 4 年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 38 号 押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 39 号 池田町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 40 号 池田町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 41 号 池田町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 42 号 池田町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 43 号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 44 号 工事請負契約の締結について（ツリーピクニックアドベンチャー  
いけだ拡張整備事業 子ベンチャーパーク整備工事）
- 日程第 22 一般質問

閉議

# 令和4年6月定例会会議録（初日）

令和4年6月14日

開始時間 午後1時30分

○飯田議長

本日、令和4年、池田町議会、6月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご参集いただき厚く御礼申しあげます。

ただ今の出席議員は8名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和4年池田町議会6月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、6番和田義則君、8番岩崎昭一君の両名を指名致します。

日程第2

会期の決定を議題と致します。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から16日までの、3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○飯田議長

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から16日までの、3日間に決定いたしました。お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しております、定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、15日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○飯田議長

ご異議なしと認めます。よって、14日と16日は本会議、15日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

日程第3

諸般の報告を致します。

報告第1号 令和3年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 令和3年度池田町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和3年度池田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和3年度池田町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

以上、4件の報告が参っております。

○飯田議長

本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりであります。

本定例会にすでに配布のとおり、議案第27号ほか17件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか関係者の出席を求めております。以上で諸般の報告を終わります。

○飯田議長

日程第4

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

(専決第3号令和3年度池田町国民健康保険特別会計 補正予算第5号)

日程第5

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

(専決第4号池田町課の設置条例の一部を改正する条例)

日程第6

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

(専決第5号池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第7

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

(専決第6号池田町税条例の一部を改正する条例)

日程第8

議案第31号 令和4年度池田町一般会計補正予算(第1号)

日程第9

議案第32号 令和4年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第10

議案第33号 令和4年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)

日程第11

議案第34号 令和4年度 池田町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

日程第12

議案第35号 令和4年度 池田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第13

議案第36号 令和4年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14

議案第37号 令和4年度 池田町介護保険条例特別会計補正予算(第1号)

日程第15

議案第38号 押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第16

議案第39号 池田町防災会議条例の一部改正について

日程第17

議案第40号 池田町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

日程第 18

議案第 41 号 池田町個人情報保護条例の一部改正について

日程第 19

議案第 42 号 池田町介護保険条例の一部改正について

日程第 20

議案第 43 号 池田町特定教育・保護施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する  
条例の一部改正について

日程第 21

議案第 44 号 工事請負契約の締結について（ツリーピクニックアドベンチャーいけど拡  
張整備事業 子ベンチャーパーク整備工事）の

以上、18議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。

町長より施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

議長 町長 杉本

○飯田議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、池田町議会 6月定例会が開会され、一般会計補正予算をはじめ、18議案のご審議を  
いただけにあたり、町政諸事の報告とともに、各議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、町内の田植え作業も終わり、若鮎が躍る季節を迎えました。議員各位にはご多用の  
中を 6月定例会ご出席いただき御礼申し上げます。

それでは、町政諸事についてご報告いたします。

先ず、コロナワクチンの接種実施状況について、ご報告いたします。

町内の 5歳からの対象者総数は 2,372 人であり、1回目接種者数は 2,064 人、接種率は  
87.0%。2回目接種者数は 2,044 人、接種率は 86.2%。3回目接種数は 1,720 人、接種率は  
72.5%という結果になっております。

年齢区分ごとにおける接種率につきましては、2回目接種率におきましては、16歳以上が  
89%。12歳から 15歳においては 73%。5歳から 11歳においては 17%となっております。

また 3回目接種率につきましては、16歳以上が 76%。12歳から 15歳においては 22%となっ  
ております。

なお現在も、希望により小児接種をはじめ隨時接種可能な対応を致しております。

4回目接種に向けた対応につきましては、18歳以上の方に対する、接種希望調査表等の發  
想を完了し、7月 14 日から、ほっとプラザにて集団接種を開始してまいりたいと考えてお  
ります。

次に志津原地区において計画中であります、道のオアシス、フォーシーズンテラス整備事業  
につきましては、5月 30 日と 6月 1 日、応募があった 3 チームからのデザインビルドの提案  
いわゆる設計、施工一元化での提案について、審査会を対面にて実施致しました。

その結果、「グリーンヒヤッカ・緑建・三田村パートナーズ」が最高得点の評価を得たことから優先交渉者として決定いたしました。

また新庁舎・新図書館建設事業におきましては、6月3日、企画提案に応募のあった、10チームについて、第1次となる提案書類にての審査会を開催致しました。

結果、6チームが選定され、7月下旬に予定の第2次審査に向けて、さらに提案を高めて頂くことになりました。

この2件、いずれの公募型提案につきましては、提案そのものを選ぶものでは無く、優れた提案を行った者を選ぶものであり、今後、私たちが協働して、事業に取組めるパートナーとして選定するものであります。

次に去る4月14日、予てから準備いたしておりました、脱炭素実行宣言につき、宣言を公表致しました。

これは池田町にあっては、あの激しい福井豪雨の経験から、地球温暖化、気候変動に強い危機感を持ち「一人が出来ること、みんなで出来ること」を合言葉に環境や生態系、景観に配慮した行動を実践しようとするものであります。

「木望の森100年プロジェクト」の促進、「ゆうきげんき正直農業」の高度化、「食Uターン事業」の充実拡大、「資源リサイクル」の促進、小水力やバイオマス、太陽光など「再生可能エネルギー」の利活用推進、節電や省エネへの取組みの推進など、実行プランとして提案しております。

町といたしましては、町民のみなさんとともに確実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、この度「池田町緊急経済支援事業」を実施いたしたく、本定例会にご提案致しました。これはご存じのとおり長引くコロナ禍やウクライナ危機などからの資源高騰、地域経済の低迷、物価高は、町民の生活に影響を及ぼしていることから、家計への支援、地域経済への応援を図ろうとするものであります。

内容といたしましては、「家計応援金」として、町民一人当たりに1万円の給付金を支給するとともに「地域経済応援券」を1万円分支給するもの、また加えて池田町のマイナンバーカード申請率が約80%に達していることから、マイナポイント1万5千円の取得について手続き支援サービスを実施するものであります。

保険証利用への紐づけ、公金受け取り口座の紐づけを頂くことで、最高1万5千円のポイントが与えられるものであります。

さらに、この機会に新たにマイナンバーカードを申請される方には、5千円のポイントが与えられるもので、その申請作業をお手伝いするものであります。

次に池田町においては、これまで不妊治療への助成を実施してまいりましたが、本年4月からは、年齢に応じて最大6回まで医療保険が適用されることになりました。これにより本人の負担は3割となったところでございます。

そこで池田町といたしましては、この制度改革に合わせ「池田町特定不妊治療助成事業」として、この治療費の本人負担分3割分についてを全額助成し無料化したいと考えております。

以上、町政諸事の報告および施政の方針と致します。

それでは本日ご提案いたしました各議案の概要について、ご説明申し上げます。

#### はじめに

報告第1号 令和3年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 令和3年度池田町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和3年度池田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和3年度池田町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

以上4件につきましては、12月の定例会、2月の臨時議会および3月定例会において、予算の繰越のご認をいただいた事業について、計算書を作成致しましたので地方自治地方施行令の規定により報告するものであります。

次の議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号令和3年度池田町国民健康保険特別会計補正予算第5号）につきましては、医療給付金に不足が生じたため専決処分を致したものでございます。

次に議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号池田町課の設置条例の一部を改正する条例）につきましては、課の事務分署に変更が生じたため条例の一部を改正し、専決処分を致したものでございます。

次に議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、被保険者に対する保険税の減免措置について、令和4年分についても継続できるようにするため条例の一部を改正し、専決処分を致したものでございます。

次に議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号池田町税条例等の一部を改正する条例）につきましては、地方税法等の一部改正に伴い固定資産税における土地の負担調整措置の見直しや、住宅ローン控除の特例の延長等を行おうとする条例の一部改正を、専決処分を致したものであります

次に議案第31号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第1号）につきましては、この度2億3511万4千円を追加し、予算の総額を40億8901万4千円といたしますものでございます。主な内容について、申し上げます。

まず2款総務費、1項総務管理費、15目庁舎図書館建設事業費におきましては、庁舎図書館建設用地の測量経費や文化交流会館のアスベスト調査経費、購入用地の敷地造成費として4425万円を計上いたしました。

7項企画費、4目いじだ応援券発行事業費、5目定額給付金給付事業費におきましては、池田町緊急経済支援事業の経費を計上いたしました。

4目いけだ応援券発行事業費では、地域経済の支援のため一人1万円分の地域応援券を支給する経費として、2562万2千円を。

5目定額給付金給付事業費におきましては、家計の応援のため一人1万円の現金給付の経費として2545万7千円を計上いたしました。

6目地方創生推進費においては、池田町過疎いかそう学校の運営経費としてし、シンポジウムの開催、いけだチャンネルでの放送講座また放送番組の充実に向けたモニター制度の経費として、141万2千円を計上いたしました

次に3款民生費、2項児童福祉費、3目児童措置費おきましては、低所得の子育て世代に対し、児童一人当たり5万円を支給する子育ち世代生活支援特別給付金に101万1千円を計上いたしました

次に6款農林水産業費、2項林業費、10目森林木材利活用費におきましては、ウッドラボ塗装室の局所排気装置の取り替え経費等で415万5千円を計上いたしました。

次に7款商工観光費、1項商工費、3目定住促進事業費におきましては、水海地区で建設を行う分散型定住住宅の外構整備として、600万円を計上いたしました

2項観光費、5目観光情報発信費におきましては、池田こい×3キャンペーンの広告宣伝費およびキャンペーン期間中の関連イベント実施経費として、2285万円を計上いたしました。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費におきましては、町道藪田清水谷線ほか3路線の改良工事費として2230万2万円を計上いたしました。

7項ダム対策費、1目ダム対策費におきましては、町道稻荷水海線の予備設計費として、200万円を計上いたしました。

次に10款教育費、5項社会教育費、9目能楽文化振興費におきましては、葉月薪能の会場設営費等で491万1千円を計上いたしました。

6項保健体育費、5目ウッズスポーツ振興費におきましては、ゲッター選手権大会の会場設営経費として、612万9千円を計上いたしました。

その他の項目につきましては、主に人事異動に伴う人経費の調整を致したものでございます。

これらの財源と致しましては、9款分担金および負担金にて50万円を。11款国庫支出金で3869万3千円を。16款繰越金で1億4013万5千円を。17款諸収入で2218万6千円を。18款町債で3360万円をもって調整いたしたものでございます。

次の議案第32号 令和4年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、ほっとプラザデーサービスセンターの特殊浴槽購入費等で763万9千円を追加し、予算の総額を2億9963万9千円といたすものでございます。

次に議案第33号 令和4年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）につきましては、予算の総額額に変更はございませんが、池田町診療施の医師が2名体制になったことにより、予算の調整を行ったものであります。

議案第34号 令和4年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、経営戦略見直し等で320万5千円を追加し、予算の総額を3億8100万5千円といたすものでございます。

次に議案第35号 令和4年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費5万4千円を追加し、予算の総額を2億4535万4千円といたすものでございます。

次に議案第36号 令和4年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、合併処理浄化槽設置補助金68万を追加し、予算の総額を5758万といたすものでございます。

次に議案第37号 令和4年度 池田町介護保険条例特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費58万円を追加し、予算の総額を4億3258万といたすものでございます。

次に議案第38号 押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、行政手続きにおける負担軽減および利便性の向上を図り、押印や署名を求める手続きの見直しを行うため、関係する条例について一部の改正を行うものでございます。

次に議案第39号 池田町防災会議条例の一部改正につきましては、地域防災計画の策定にあたり防災会議の委員として、防災に関わる専門職の参画を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第40号 池田町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、租税特別措置法等の一部改正により引用する規定について、項のずれが生じたことから条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第41号 池田町個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止および個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い引用する法律に、変更が生じたことから条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第42号 池田町介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険税等の減免措置について令和4年度分についても継続できるよう対応いたすものでございます。

次に議案第43号 池田町特定教育・保護施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正につきましては、福井県の「子だくさん福井プロジェクト」の実施による、第2子への保育料無償化の拡充に伴い、池田町においても規定を定める必要が生じたため条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第44号 工事請負契約の締結につきましては、去る5月31日4社の指名競争入札に付しましたツリーピクニックアドベンチャーいけどの拡張整備事業子ベンチャーパーク整備工事について、地方自治法および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容は、契約金額3億3456万5千円。うち取引にかかる消費税の額3041万5千をもって越前市栗田部町6号26番地 株式会社関組 代表取締役渥美宣夫と契約締結いたそうとするものでございます。

以上、本日ご提案いたしました各議案の概要について、ご説明申し上げました。

何卒宜しくご審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長

日程第22 一般質問を行います。これより、通告順に発言を許します。

最初の質問者 宇野 邦弘 君

○宇野邦弘議員

議長 宇野邦弘

○飯田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます。大きく5点質問致します。

1点目は、役場職員の働き方についてです。

役場職員やTPA、観光協会等の関係の中途退職者が相変わらず出ています。

今年の3月町議会でも私が問うたように、役場庁舎建設や森林整備関係の任期付き職員採用も思うように進んでいない中で、相変わらず働き方改革に逆行する事態が進んでいるのではないかでしょうか。

一旦退職した職員が再雇用として管理職につかざる負えない、こう言う不正常な事態も産まれています。残業も相変わらず一部では、ブラック職場とも言われているそうです。

その町が、町民が生き生きと元気よく暮らせる、そのためにも何よりも役場職員の方が全体の奉仕者として、まさに地域の顔として、元気よく生き生き働く環境整備、どうしても求められています。

お聞きいたします、こうした中途退職者が何人も出ている問題等について、何が原因なのか。なぜこうした事態になってるのか、理事者の考えをお聞きいたします。

厚生労働省は、2017年に残業時間を原則としてタイムカードなどの客観的記録で管理することなどのガイドラインを示しています。

しかし、総務省の20年度の全国の自治体調査では約4割の自治体が職員の自己申告のみで、時間を確認している。こういう報道もあります。

お聞きいたします。池田町役場本庁舎並びに環境協会、農業公社、TPA、池田屋等のいわゆる第3セクターなども含めた残業記録はどのようになっていますか。

一昨年の6月議会でも聞きましたけども、過労死ライン超えの職員がその時何名もいたとのことですが、現状では少しこれ改善されているのでしょうか。

先日の毎日新聞記事では、過重労働の末に自ら命を絶たざるに負えなかった奈良県職員のことが報道されています。長時間労働が続く中で鬱になり通院しながら仕事を続け職場の異動も申請したが叶わない。産業医も配置転換あるいは労働時間の改善を求めていたけれども、それも叶わず結局、残業も相変わらず続いている自殺前日の土曜日も出勤していたと言います。

出勤時間は、庁舎の出入口の職員証の読み取り機で記録されていますが、実際は100時間超えの残業をした月でも職場に提出した勤務時間の自己申告書には、全部30時間内の記録が続いているそうです。

この自己申告のみで、当時は勤務管理していたと言います。労働基準法第36条では、時間外労働時間、年720時間。月平均60時間としています。

同時にこの間の全国過労死裁判などでは健康被害との関係では、1ヶ月に45時間を超える場合は健康障害の危険があることも指摘されています。

職員が気持ちよく働くける職場環境づくりを再度求めて次の質問に移ります。

2点目は保育士の配置基準についてです。

保育士の低賃金と労働強化、保育士不足の背景には国の職員配置基準が1948年に作られてから70年間、4~5歳基準は一度も変わっていません。

30人に1人の保育士配置という基準、これではとってもやってはいけないため池田町も含めて独自に配置を増やし、全国平均では1.9倍の人数を配置しています。

小学校でも順次少人数学級が始まっています。小学校では現在1クラス全国平均で22.7人。他の国を見たら、イギリスの配置基準は保育士4~5歳児の配置基準は8人に1人。スウェーデンでは4~5歳児18人に保育士3人。まさに日本の5倍以上となっています。

この問題で先日「ふくいの保育をよくする会」から池田町長宛にこうした国の基準を是非、改めて欲しいと申込み・要請があったと思います。是非、基準の見直しを国に求めていただきたい。

町長の見解を伺います。池田町では子供そのものが少ないけれども、4~5歳児の保育基準に対する国の交付税措置はどうなっているのでしょうか。配置基準をイギリス並みとも言いませんけれども見直することを国に求めていただきたい。また見直すを通じて国からの交付税措置が増えると思いますけれどもいかがでしょうか。厚生労働省の調査でも休息時間が取れないとの声が保育現場の大切さ、こういう声も出ています。

池田でも同じです。働く環境整備とともに保育の質の向上の観点からも重要なと思いますが、見解をお聞きいたします。

3点目、水海川導水トンネル工事ならびに冠山トンネル工事に伴う足羽川の汚濁対策についてです。

18日から足羽川のアユ漁解禁となります。しかし今、足羽川や水海川の工事による濁り、本当に酷いと思います。先ほども見てきましたけれども、とりわけ導水トンネル工事のため河床掘削を行っている水海川の汚れは酷い物です。漁協との間では10日までには導水トンネルの河床掘削工事は終えて、一週間程度で濁らないようになると、こういうふう話になつていると聞いていますけれども、河床掘削や河の流れを変更する工事がすでに終わったのでしょうか。工事が終わったとしても河床に多くの土砂が溜まっています。

また、足羽川本流も冠山トンネル関係の土砂流出に加えて掘削ズリの山、掘削残土の山にしみ込んだ雨水が少しづつしみ込んで白く汚れる。これらもアユの成長にとっても川の環境にとっても良くないと思います。

アユ釣りを楽しみにしている方の中には、池田の川は半分死んだ！という声も聞きます。こうした点で町としての対応や考えをお聞きいたします。ズリ山にシートをかけ雨水が入らないようにするなどの手立てでも国に求めていくことが必要ではないでしょうか。

4点目、原発事故の汚染水の海洋放出は安全だ。こういう宣伝チラシが全国の学校に送られました。

文部科学省が毎年、全国の小中高1年生に放射性副読本を送付しています。今回この副読本と共に資源エネルギー庁と復興庁が作成した浄化処理した水を安全に処分していくと書かれた福島第1原発事故の処理水に関するチラシが一緒に昨年12月ころから全国の小中高に約230万枚直接送り付けています。このことで各地で大きな波紋を広げています。とりわけ東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県内の市町村教育委員会では児童生徒への配布を見やわせる学校が相次ぎ、一度配布したチラシを回収する学校も出ています。

チラシは、経済産業省・資源エネルギー庁の復興の後押しすることからとういうのと、復興庁の「アルプス処理水について知つて欲しい3つ」のことという2種類です。

チラシでは、同原発事故に伴うアルプス処理水について安全に海に処分する海水中のトリチウム濃度は水道水と同じレベルになる。と安全面だけを強調し、海に流す再の問題点や住民の不安の問題点は一切触れていません。海洋放出については、専門家の中でも健康被害などの見解が分かれています。扱いは難しい問題です。ところが学校現場に一方的見解チラシを県や市町の教育委員会に通さずに、直接送りつけることが問題です。

教育委員会にお聞きいたします。学校にこうしたチラシが直接送られてきたことについて、どう考えているのか。見解を伺います。

また今後、このようなことがないように国に伝えていただきたい。池田町の学校の対応はどうなっていますか。配布済みならば回収をすでに遅いかもしれません、求めたいと思います。

最後の5点目。“米価暴落“資材費高騰への支援策です。

本議会に緊急支援策として、一人当たり1万円の家計応援券や地域応援券支給、これ自身は積極的であり大いに賛成であります。私はそれに加えて池田の山村環境を支え、農業を支えている農家への支援策を求めることがあります。生産者米価暴落に続いて肥料料など資材費の高騰も続いています。

越前市では、作付け面積1反以上の農家に対し、反たり稻作を基準にして燃料費170円、資料代800円合わせて970円の支援をすることです。

現在開かれています6月県議会でも農家に対する肥料や燃料油などの購入費の支援として8億8千6百万円の補正予算が盛られています。ぜひ池田町でもこうした支援策進めていただきたい。

以上5点をまとめて私の質問と致します。

○内藤教育長

議長 教育長 内藤

○飯田議長

教育長 内藤 君

○内藤教育長

只今の宇野邦弘議員からの「保育士配置・国基準の改善」および「福島原発処理水の海洋排水にかかるチラシについて」のご質問にお答えを致します。

はじめに、国に対し保育士配置基準の改善を求ることについて、また基準を改善することによって交付税措置が増えるのではないか。とのご質問ですが、まず現時点では、町から、国に対し保育士設置基準の見直しを求める予定はございません。

理由と致しまして、現在国が定めている保育士の配置基準では4歳児・5歳児については、幼児30人に一人の保育士を配置することとされています。現在本町のこども園では、4歳児8名、5歳児17名にそれぞれ一人の保育教諭を配置し、5歳児については、町費で一人の保育教諭を副担任として配置しております。また保育士等の賃金水準の引き上げなど待遇改善についても昨年度から正規・非正規問わず、実施しているところであります。

このように町では、国の基準を上回る職員の配置などきめ細やかな保育環境を整えている状況であります。こういうことから国に対し見直しを求める予定はございません。また保育士の配置基準を改善すれば地方交付税が増えるのではないか。とのご質問ですが、普通交付税の算定に用いる基礎数値は、幼児数が算定基礎となっています。4歳児・5歳児にかかる保育士の配置基準の見直しで地方交付税が増額するかどうかは定かではありません。

次に福島原発処理水の海洋排水に関するチラシについてのご質問ですが、ご指摘のチラシについては、復興庁また資源エネルギー庁が作成いたしました「アルプス処理水について知って欲しい3つのこと」という原発処理水の安全性について周知を図るチラシです。

このチラシは文部科学省が令和3年10月に改定した、放射性副読本を各学校へ送付する際に同梱する方法で配布されました。

副読本の改定と学校への配布については、県を通じ、文部科学省から通知があり承知していましたが復興庁のチラシについては、通知がありませんでした。この点については、学校を所管する教育委員会に事前の説明の必要があったのではと考えています。

なお各学校での対応ですが、現在このチラシを授業等で活用する予定がないため配布はしておりません。

以上、宇野邦弘議員のご質問の回答とさせていただきます。

○森川総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○飯田議長

総務財政課長 森川 君

○森川総務財政課長

私より宇野議員の役場職員の働き方についてのご質問について、お答え致します。

一点目の職員の中途退職につきましては、職員のご家庭の事情や自ら描く職業生活の実現のために、新たな道を目指すなど様々な事情があると考えております。

また働くことに対する価値観が多様化し、転職することが普通になっている現在では、今後も定年前の退職や転職者の採用は増えていくと考えます。

二点目の職員の残業時間に関するご質問ですが、超過勤務につきましては、池田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例および条例施行規則にのっとり管理を行っております。

具体的には、職員が書類等で申請し、管理職が仕事の内容と時間を確認した時に限り、所定の手続きを行ったうえで、超過勤務を行えることとなっています。またタイムカードも合わせて確認し、サービス残業を認めないように取組んでいます。

次に過労死リスクが高い、月100時間を超える勤務や、6ヶ月間にわたり80時間を超える勤務時間の職員は、現在おりません。

また観光協会については、町で勤務管理しておりますが、農業公社、池田屋、まちUP池田の職員につきましては、職場ごとに労働関係法令に基づき、適切に労働時間の管理をしているものと考えております。

つづいて、職場環境や働き方改善の取組みについても申し上げます。

業務の効率化に向けたDXやデジタル化の推進と合わせ、新庁舎建設プロジェクトの中で、若手職員が主体となり新しい職場での働き方や住民サービスの有り方等、理想の職場づくりについて検討を重ねております。その検討結果は、新庁舎の設計の中に活かしてまいります。

また本庁の職員組合員においても職員の働き方や能力向上に向けた検討を行っていると聞いております。

以上、宇野議員のご質問のお答えと致します。

○町土整備課長

議長 町土整備課長 山崎

○飯田議長

町土整備課長 山崎 君

○山崎町土整備課長

宇野邦弘議員の水海川・足羽川の濁水流出のご質問についてお答え致します。

まず水海川につきましては、事業主体である国交省足羽川ダム工事事務所に問い合わせたところ水海川導水トンネル呑み口部の河川工事では、現在施工ヶ所の切替工事を行っており、河川に濁りが発生しやすい状況であるとのことです。

実際先月の5月30日からは、水海川に濁りが発生していると聞いております。池田町におきましても現地で濁りを確認しております。

掘削は6月10日には終了し、今後の予定としては、6月18日のアユ解禁日までに河川の濁りも一定程度落ち着くように施工を進めていくとのことでありました。詳細な事項につきましては、議会最終日のダム対策委員会で直接足羽川ダム工事事務所にお尋ねいただきたいと存じますが、町と致しましても今後、川の濁りに注視していくこととしております。

次に足羽川につきましても事業主体である国交省福井河川国土事務所に問い合わせたところ冠山トンネル掘削において発生したズリについて、土壤状況を再度確認し、周辺環境への影響が生じないよう、今後降雨・降雨時および降雨後における雨水浸透の濁水状況を確認した上で、必要に応じ関係機関との協議等を行ってまいります。とのことでした。

以上、宇野邦弘議員へのお答えと致します。

○中村農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○飯田議長

農村政策課長 中村 君

○中村農村政策課長

私からは宇野邦弘議員の「米価下落、農業資材等への支援策」のご質問にお答えします。

はじめに米価下落に対する町の支援は、どうかとの質問にお答えします。このご質問は昨年9月議会に出された質問と同質ととらえお答えします。

池田町においては、地域資源を活用した取り組み、それによる安心安全な米づくりが評価され各農家または組織的に販売を行っているお米については、一定の評価が維持されていると聞いています。

次に、肥料および農業資材高騰による支援の件についてですが、県が本年6月補正予算において、農業資材高騰対策を講じると聞いております。町としては、この事業に協力し農家の支援をしたいと考えております。最後に米価および農業資材の価格問題とともに農業者の組織である農協の主体的な取組みが重要と考えているところであります。

以上、宇野議員へのお答えとさせていただきます。

○飯田議長

只今の理事者の答弁に対し、宇野邦弘君 よろしいですか。

○宇野邦弘議員

議長 宇野邦弘

○飯田議長

宇野邦弘 君

○宇野邦弘議員

2点再質問致します。

原発処理水の安全だというチラシについては、現在学校に保管してあるのですか。それとも児童生徒に配られているんですか。授業での活用が無いからということでしたけれども、それがどうなっているでしょうか。

それから、働き方改革で森川課長さんの答弁にもありましたけれども再度、お聞きしたいのですが、任期付き職員の件で、3月議会の中で引き続き募集すると、募集が無ければ正規職員の採用も考えると、こういう答弁ありましたけれども、その後の経過はどうなっているのでしょうか。以上2点、再質問致します。

○内藤教育長

議長 教育長 内藤

○飯田議長

教育長 内藤 君

○内藤教育長

只今の宇野議員からの追加の質問でございますけれどもチラシにつきましては、学校で保管しておりますと、児童生徒には、配布しておりません。

以上でございます。

○森川総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○飯田議長

総務財政課長 森川 君

○森川総務財政課長

正規職員の採用について、どうかという話でございますけれども、質問でございますけれども、現在夏採用職員募集ということを行っております。そして実際今、申込者がおられますので、今度の日曜日19日の日に、一次試験の方を行いたいというふうに考えています。

以上です。

○飯田議長

只今の理事者の答弁に対し、宇野君

○宇野邦弘議員

はい。宇野邦弘。

○飯田議長

宇野 君

○宇野邦弘議員

いずれにしろ、やっぱり役場職員が、いろんな価値観の違いとなったとしても、せっかく池田の役場に就職されて町のために頑張ろうと、その気持ちを本当に伸びていくような、そういう理事者の対応というのを改めて行きたいと思います。以上です。

○飯田議長

これにて、宇野邦弘 君の一般質問を終わります。

○飯田議長

次に丸石純一 君

○丸石議員

議長 丸石

○飯田議長

丸石純一 君

○丸石議員

丸石純一です。

池田町志津原フォーシーズンテラス周辺整備について質問させていただきます。

令和5年に国道417号線の通行不能区間解消により、岐阜県揖斐川町から福井県池田町までの移動距離が82.3km、所要時間は約50分ほど短縮されます。またこれにより中京圏から日本海側を最短で結ぶ道路となります。

福井県知事もこの国道に関して岐阜・福井県両県の観光や産業の活性化に大きく寄与し、北陸新幹線福井-敦賀開業の効果を広域に波及させるためにも十分な予算を確保し、速やかに整備を進めるべき事業であると、令和元年の事業評価監視委員会にて言及しております。

また近畿地方整備局が出しているデータによりますと現在1日0台である道路利用者が1日あたり1400台になると言われています。417号線の通行不能区間解消により国道365号線や国道157号線を利用していた車が流れてくると予想も同時に出ております。

池田町においても100年に一度とも言えるこの機会を逃すことなく、また総合戦略第2期でも記載されていますように、観光入込客数令和7年度において44万5千人、宿泊数は1万3500人と、現状の2倍近くが目標として掲げられております。

この目標を達成するためにも行政や民間が協力をしながら数字を積みあげていくことが大切だと考えております。その中で令和7年までに入込客数目標を2倍としながらも現在、公共の駐車場の拡張など明確な目標が掲げられておりません。

そのような中で、志津原エリアの駐車スペースについて質問させていただきます。

ここで1つ目に質問となります。志津原エリアにて観光客が使える駐車場はどのくらいあるでしょうか。具体的には何台くらい置けるのでしょうか。またフォーシーズンテラス新設にて、新たに新設する駐車場は何台を予定しているのでしょうか。イベントも出来る施設の増加により今後、路上駐車や事故等が発生しない・起きない程度のスペース拡大を望みますがいかがでしょうか。

またこの冠山峠トンネル開通により1日1400台の試算が出ていますが、単に自家用車の台数ではありません。住民と住民の声として、ただ朝から晚までトラックの交通量が増えるのではないかと心配しておりますが、町はどのような車の利用がどのような目的で、このトンネル活用すると予測しているのか、伺います。

駐車場のスペース拡大は、委員会で何回も要望しておりますが、なかなか良い返事はもらっておりません。駐車スペースを大きくする以外でT P A、新たに出来る子ベンチャーパーク、またビジターセンターなどには、主に車を利用し来町される方が多いと思いますが、今後新幹線が開通することにより見込まれる観光客をも取り込むためにも志津原エリアと主要駅をつな

ぐ送迎バスなどの公共交通機関などの新設や既存のマイバスの路線拡張など、喫緊の課題と考えていますがいかがでしょうか。

これにて一般質問を終わります。

○中村農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○飯田議長

農村政策課長 中村 君

○中村農村政策課長

丸石議員の「道のオアシスフォーシーズンテラス整備」に関するご質問にお答えします。

はじめに駐車場に関するご質問についてお答えします。現在冠荘、TPA、そばの郷、能面美術館前駐車場など含め、約230台分の駐車場があります。

今回、道のオアシスフォーシーズンテラス整備に伴い、普通乗用車63台、大型車3台、2輪車5台の駐車スペースを設ける計画でございます。

次に冠山峠道路開通後、どのような車種、どのような目的で冠山峠道路を活用するのか。とのご質問についてでございますが、国交省に確認したところ車の種類までは推定していないとのことであり、冠山峠道路の利用は、観光・物流など多様な目的であるとしかお答え出来ません。

最後に、池田町農村観光の拠点である志津原方面の公共交通の拡充または送迎バスなどの新設の考えはとのご質問ですが、現在池田町の観光客はマイカーのご利用が大半を占めており、観光振興の観点からの新たな公共交通・送迎等については、今のところ必要ないものと考えています。

以上、丸石議員へのお答えとさせていただきます。

○飯田議長

只今の理事者の答弁に対し、丸石君 よろしいですか。

○丸石議員

議長 丸石

○飯田議長

丸石 君

○丸石議員

2点再質問させてもらいます。

国交省に確認したところまで、多様な目的で来町したり、物流だったり車が通ることですけど、実際、池田町としては、大体の想定を出している・出さないといけないと思っています。でないと、やはり駐車場が本当に足りぬのか。

また20万人ほど来町者が増えるということで、先ほどの答弁でもありましたけれどマイカーでの来町が増えるということで、本当にその駐車場が足りるかどうか。という検証はされているでしょうか。再質問を2点と言いましたが、この1点とします。

○中村農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○飯田議長

農村政策課長 中村 君

○中村農村政策課長

只今の丸石議員のご質問で、どのような車種が増えるのか。という推測といいましょうか、町としての考えはというところでございますが、私の方からは先ほど申し上げたように、推定ということで、私の方からの割合等についてのお答えは控えさせていただきたいと考えております。

また今の駐車場は230台というお答えをさせていただきます。また、新たに道のオアシスフォーシーズンテラスの駐車場に普通車63台、大型3台。バイク5台というようにお答えさせていただきました。これで足りぬのかというような、ご質問の内容と思いますが、今回、この道のオアシスを整備するにあたり、この規模等では、この規模が妥当と考えて、ご提案させていただいているところです。以上でございます。

○飯田議長

丸石君、よろしいですか。

○丸石議員

議長、丸石弘。

○飯田議長

丸石 君

○丸石議員

再々質問させていただきます。もう少し踏み込んで質問させていただきますけれど、今回の志津原エリアにつきまして、駐車場がこの程度の施設で妥当であるという結論づけているということなんんですけど、実際どのように来るのかというところを、まだしっかりと考えていないという話が出ておりました。

質問の形を変えるのですが、もし、これで足りないとなってきた場合、予備となるスペースだったり、その他の方法というのを事前に考えているのか伺います。

○中村農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○飯田議長

農村政策課長 中村 君

○中村農村政策課長

只今の再質問の中で、もし足りなくなったらどうするのか。今の駐車場の妥当性でございますが、この2点と思いますが、まず、土日ピークだけを念頭においていた駐車場設計については、どうしても無駄が生じてしまう観点もありますし、今の規模、また今後、特に土日等の時に足りなくなった時は、そこまでの具体的な考えまでは及んではないが、近傍にありますTPA

の下にあります駐車場を活用した運用が好ましいと考えております。私からのお答えとさせていただきます。

○飯田議長

これにて、通告者による一般質問を終わります。

只今的一般質問に対する理事者の答弁、並びに先ほどの施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。

質問ありませんか。

○飯田議長

これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほどの、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。これをもちまして質疑を終わります。

○飯田議長

次に議案第27号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号令和3年度池田町国民健康保険特別会計）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これより討論を行います。

討論なしと認めます。お諮りいたします。

議案第27号を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

全員起立です。

よって議案第27号は原案のとおり承認されました。

次に議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（専決第4号池田町課の設置条例の一部を改正する条例）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これより討論を行います。

討論なしと認めます。お諮りいたします。

議案第28号を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

全員起立です。

よって議案第28号は原案のとおり承認されました。

次に議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（専決第5号池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これより討論を行います。

討論なしと認めます。お諮りいたします。

議案第29号を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

全員起立です。

よって議案第29号は原案のとおり承認されました。

次に議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（専決第6号池田町町税条例の一部を改正する条例）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これより討論を行います。

討論なしと認めます。お諮りいたします。

議案第30号を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

全員起立です。

よって議案第30号は原案のとおり承認されました。

次に議案第44号 工事請負契約の締結について（ツリーピクニックアドベンチャーいけだ拡張整備工事）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これより討論を行います。

討論なしと認めます。お諮りいたします。

議案第44号を原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

全員起立です。

よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

○飯田議長

お諮りいたします。

只今、議題となっています。議案第31号から議案第43号までを会議規則第38条の規定によりそれぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○飯田議長

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しております、議案付託表のとおりそれぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今、常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

○飯田議長

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて 散会 します。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員